

平成28年分の年末調整 マイナンバーの取扱い

TEL 095-825-1132
FAX 095-827-3658
E-mail info@nagatakaikei.co.jp
URL <http://www.nagatakaikei.co.jp/>

今年も早いもので、年末調整の時期が近づいてきました。今回は平成28年度の年末調整において、マイナンバーを取り扱う上での留意事項について取りまとめました。

マル扶（扶養控除等申告書）

平成28年1月1日以後提出分からは、従業員に関してマイナンバー（個人番号）の記載が原則必要です。記載がある場合には、従業員本人について支払者は本人確認（番号確認と身元確認）を行う必要があります。配偶者や扶養親族等については従業員本人が行います。

但し28年分のマル扶へのマイナンバーの記載が不要になる方法があります。

“給与支払者と従業員との間での合意に基づき、従業員が扶養控除等申告書の余白に「マイナンバー（個人番号）については給与支払者に提供済みのマイナンバー（個人番号）と相違ない」旨を記載した上で、給与支払者において、既に提供を受けている従業員等のマイナンバーを確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示する”方法です。この場合の記載例は以下のようになります。印の部分は、給与支払者と従業員でそれぞれ押印してください。

【記載例】

個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ありません 印
確認しました 印

また、27年中に28年分のマル扶を取得している場合で、マイナンバーの記載がないときは、あえて従業員にマイナンバーの補完記入をしてもらう必要はありません。28年分の源泉徴収票の作成に当たっては、28年末に受け取る29年分のマル扶に記載されたマイナンバーを使用することとしても差し支えありません。



マル保・配特（保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書）

平成28年4月1日以後提出分から従業員に関してマイナンバーの記載が不要となりました。給与支払者が個人であれば、給与支払者の個人番号の欄の記載も不要となりました。しかし、給与支払者が法人である場合は、引き続き、給与支払者の法人番号の欄に法人番号を記載する必要があります。

ローン控除申告書（住宅借入金等特別控除申告書）

マル保・配特と同様に平成28年4月1日以後提出分から従業員に関してマイナンバーの記載が不要となりました。給与支払者のマイナンバーに関しても同様に、給与支払者が個人であれば、個人番号の記載は不要であり、法人であれば法人番号を記載する必要があります。



社員紹介コーナー

MS第2課課長 塚原仁人

平成10年10月に入社し、19年目に突入しました。自分では何も変わっていないつもりでしたが、入社当時を振り返ると体重は年に1キロ以上のペースで増え続け、と同時に頭の毛は年々減り続け、気が付けば息子の同級生が同じ職場で働いているという浦島太郎状態・・・今後は、健康に留意して、お客様へのお役立ちと後輩の育成指導に努めて参りますので、今後ともよろしくお願い致します。



社員からのコメント

池松：よく飲み連れていってくれるとても面倒見のいい上司です。お客様に真摯に向き合う姿勢と持ち前の社交性で、お客様からの信頼も絶大です。少しでも近づけるよう見習いたいです。

井口：塚原さんの課に所属し、また塚原さんの隣の席になってからたくさんの仕事を任せてもらえるようになりました。言葉は厳しいですが、冗談を交えながら教えてくださいととても親しみやすい課長です。仕事を頑張った後はみんなで打上げに行きご馳走してくださいませ！これからも、頑張りますのでご指導・・・等よろしくお願ひします！